

第 19 号

平成25年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

平成25年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾改修事業	143,480,000 ^円	21,522,000 ^円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		港湾環境整備事業	49,500,000	7,425,000	15	
		小 計	192,980,000	28,947,000	—	
	阿南市	港湾改修事業	76,520,000	11,478,000	15	

提案理由

平成25年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。